

社会福祉法人 立正会 役員等報酬

立正会定款 第8条

(評議員の報酬等)

評議員に対して、1人あたりの各年度の総額が10,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

評議員報酬 無報酬とする

立正会定款 第21条

(役員等の報酬等)

理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

理事又は監事の報酬 無報酬とする